

庁 議

日時：11月 6日（金）AM8：30 <庁議室>

【市長挨拶】

【協議事項】

- | | |
|---|----------|
| 1 財産の取得について | 企画部長 |
| 2 指定管理者の指定について（太田市斎場） | 市民生活部長 |
| 3 太田市体育施設条例の一部改正について | 文化スポーツ部長 |
| 4 指定管理者の指定について（太田市福祉会館） | 福祉こども部長 |
| 5 太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について | 福祉こども部長 |
| 6 指定管理者の指定について（太田市藪塚しゅんらん地域活動支援センター） | 福祉こども部長 |
| 7 指定管理者の指定について
（太田市新田福祉総合センター、太田市尾島健康福祉増進センター） | 福祉こども部長 |
| 8 指定管理者の指定について（放課後児童クラブ3施設） | 福祉こども部長 |
| 9 指定管理者の指定について（太田市総合健康センター） | 健康医療部長 |
| 10 太田市国民健康保険税条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 11 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 健康医療部長 |
| 12 太田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 13 指定管理者の指定について（太田市養護老人ホーム） | 健康医療部長 |
| 14 太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部改正について | 都市政策部長 |
| 15 太田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について | 都市政策部長 |
| 16 太田市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について | 都市政策部長 |
| 17 太田市営住宅条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 18 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 行政事業部長 |
| 19 財産の取得について | 教育部長 |

【連絡事項】

- | | |
|---|--------|
| 1 「広報おおた」新聞折り込みサービスの拡充について | 企画部長 |
| 2 令和2年度太田市産業振興貢献企業表彰について | 産業環境部長 |
| 3 新型コロナウイルス緊急対策資金(経営安定対策資金)の
融資額実績について | 産業環境部長 |
| 4 太田市環境審議会委員(一般)の公募について | 産業環境部長 |
| 5 年末年始のごみ収集と受入業務について | 産業環境部長 |
| 6 焼きいもによる地産地消の推進「おおたのつぼ焼きいも」について | 農政部長 |
| 7 改正都市計画法公布に伴う開発許可基準等の見直しについて | 都市政策部長 |

【その他】

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 (TEL) 2200

【 表 題 】

財産の取得について

【 目 的 】

耐用年数を経過した庁内の内部情報系端末を更新するためのものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 内部情報系端末 300組
 ディスプレイ 300台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得予定価格 27,555,000円 (消費税込)
- 4 契約の相手方 株式会社 カワムラ
 太田市西本町59番16号
 代表取締役 小板橋 勉
- 5 指名競争入札参加者
 (株)シモヤマ (辞退)
 (株)カワムラ
 (株)シー・ビー・エス
 (有)アマガサ (辞退)
 (有)おかの (辞退)
 (株)小森谷教材社 (辞退)
- 6 その他
 本契約を締結するため、12月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 情報管理課 情報管理係 内線2279 47-1948 タ イルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 石坂 之敏 内線 (TEL) 2 4 0 0

【表題】

指定管理者の指定について（太田市斎場）

【目的】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【概要】

1. 指定管理の指定について

施設名 太田市斎場

施設の場所 太田市浜町66番52号

構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平屋建 一部3階建

指定管理者の候補者名 太田市農業協同組合

代表理事組合長 天竺 淳家

候補者の所在 太田市新野町320番1

選定方法 非公募

2. 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

3. 指定管理者候補者の選定及び今後のスケジュール予定について

- ・ 9月29日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理の候補者を選定
- ・ 11月 6日 庁議報告
- ・ 11月16日 市民文教委員会協議会に報告
- ・ 11月30日 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 3月 協定の締結
- ・ 4月 指定管理者による施設の管理

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 斎場整備担当 内線47-1937ダイヤル

●内 容 【 1.協議事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 長谷川 幸浩 内線3600

【表題】

太田市体育施設条例の一部改正について

【目的】

令和３年３月に完成予定である太田市尾島体育館の建替えに伴い施設使用料等の改正を行い、また、施設の老朽化及び建物の耐震上の問題から解体予定である太田市尾島第２体育館を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

別表第1 尾島体育施設の部太田市尾島第2体育館の項を削る。

別表第2 尾島体育施設の部に太田市尾島体育館の施設使用料等を定めた表を加える。

新田体育施設の部太田市新田総合体育館の表に、「(エ)照明器具等の持込利用 1個につき 1,000円」を加える。

新田体育施設の部太田市新田武道館の表の「１面あたり３００円」を「、１時間につき１面あたり２００円」に改める。

藪塚本町体育施設の部太田市藪塚本町社会体育館の表の「(ウ) 3分1点灯400円」を削り、表に「備考欄」及び「バドミントンについては1面1時間100円とし、卓球については1台1時間50円とする。」を加える。

別表第3 太田市尾島体育館の附属設備・附属器具使用料等を定めた表を加える。

太田市新田総合体育館の附属設備・附属器具使用料の表から、「持込器具電源」の項目を削る。

太田市藪塚社会体育館の附属設備・附属器具使用料等を定めた表を加える。

2 施行期日

令和3年4月1日

3 その他

令和２年１２月定例会に議案を提出します。

【備考】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 東部スポーツ施設係
45-8118 ダイヤルイン

- 福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線 (TEL) 2500

問い合わせ先 福祉こども部 社会支援課 管理係 内線2521 47-1827ダイヤル

- 福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線 (TEL) 2500

問い合わせ先 福祉こども部 社会支援課 管理係 内線2521 47-1827ダイヤル

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 荒木 清 (TEL) 32-4220

【表題】

指定管理者の指定について（太田市藪塚しゅんらん地域活動支援センター）

【目的】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【概要】

1. 指定管理者の指定について

施設名	太田市藪塚しゅんらん地域活動支援センター
施設の場所	太田市大原町 1 1 8 番地 1 0
構 造	木造平屋建
指定管理者の候補者名	NPO法人 しゅんらん 理事長 延命 圭三郎
候補者の所在地	太田市大原町 1 1 8 番地 1 0
選定方法	公募

2. 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

3. 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 9月29日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
- ・ 11月17日 健康福祉委員会協議会に報告
- ・ 11月30日 12月定例会の指定管理者の指定について議案提出
- ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 3月 協定の締結
- ・ 4月 指定管理者による施設の管理

【備考】

* 問い合わせ先 福祉こども部 障がい福祉課 福祉事業係 32-4220 ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線2500

【表題】

指定管理者の指定について

(太田市新田福祉総合センター、太田市尾島健康福祉増進センター)

【目的】

令和３年４月から公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【概要】

1. 指定管理者の指定について

施 設 名	構造	指定管理者の候補者	住 所	備考
太田市新田福祉総合センター (太田市新田反町町 8 3 1 番地 3)	鉄筋コン クリート 造 (一部 鉄骨造)	社会福祉法人 太田市社会福祉協議会 会長 黒澤 孝行	太田市飯塚 町 1 5 4 9 番地	非公募
太田市尾島健康福祉増進センター (太田市備前島町 1 9 6 番地 1)	鉄筋コン クリート 造	社会福祉法人 太田市社会福祉協議会 会長 黒澤 孝行	太田市飯塚 町 1 5 4 9 番地	非公募

2. 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

3. 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 9月29日 指定管理者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
- ・ 11月17日 健康福祉委員会協議会に報告
- ・ 11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 3月 協定の締結
- ・ 4月 指定管理者による施設の管理

【備考】

* 問い合わせ先 福祉こども部 高齢者福祉施設課 高齢者総合福祉センター係
外線 37-7000

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線2500

* 問い合わせ先 福祉こども部 児童施設課 児童施設総務係
内線2592 47-1924 タヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線 (TEL) 3400

【 表 題 】

指定管理者の指定について（太田市総合健康センター）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1 指定管理者の指定について

施設名	指定管理者候補者	備考
太田市総合健康センター	一般財団法人太田市健診センター 太田市飯塚町1549番地1	非公募

2 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

3 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- 令和2年 9月29日 指定管理者候補者審査委員会
- 11月17日 健康福祉委員会協議会に報告
- 11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- 12月 指定管理者の指定（公告）
- 令和3年 3月 協定書の締結
- 4月 1日 年度協定書の締結、指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 管理係 外線46-5115

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会、委員会協議会后】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線3400

【 表 題 】

太田市国民健康保険税条例の一部改正について

【 目 的 】

長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例が創設され、太田市市税条例が改正されたことに伴い、太田市国民健康保険税条例附則第7項を改正します。

【 概 要 】

- 1 改正内容 長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例（附則第7項の改正）
低未利用地の長期譲渡所得の特別控除100万円（100万円に満たない場合はその額）が創設され、太田市市税条例が改正されたことに伴い、規定を整備するものです。
- 2 施行期日 令和3年1月1日
- 3 適用区分 改正後の附則第7項の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 4 その他 令和2年12月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 保険係 内線2565 47-1825ダイヤル

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線 3400

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康課 保険係 内線2560 47-1825 (ダイヤル)

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線 (TEL) 3 4 0 0

【表題】

太田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

【目的】

児童の健康管理の向上と保護者の経済的負担軽減のため、１６歳から１８歳までの児童に対し医療費の一部負担金分を助成する高校生世代医療費助成事業の実施に伴い、本条例において所要の改正を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

現行の福祉医療制度では、中学校卒業の１５歳までの児童に対して医療費の一部負担金を助成していますが、対象者を高校生世代の１６歳から１８歳までの児童とすることにより、保護者の経済的負担を軽減し、児童の健康管理の向上と福祉の増進が図られるため改正するものです。

2 施行期日

令和3年4月1日

3 その他

令和２年１２月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 健康医療部医療年金課医療助成係 内線2571 47-1940 タヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線(TEL) 3400

【 表 題 】

指定管理者の指定について（太田市養護老人ホーム）

【 目 的 】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【 概 要 】

1 指定管理者の指定について

施設名	指定管理者候補者	備考
太田市養護老人ホーム (太田市内ヶ島町1342番地6)	社会福祉法人 同仁会 太田市八幡町27番地7	公募

2 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

3 応募団体

社会福祉法人 同仁会

4 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 令和2年 9月29日 指定管理者候補者審査委員会
- ・ 11月17日 健康福祉委員会協議会に報告
- ・ 11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
- ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
- ・ 令和3年 3月 協定書の締結
- ・ 4月 1日 年度協定書の締結、指定管理者による施設の管理

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 長寿あんしん課 いきがいの推進係 内線2542 47-1829 イヤイン

●内 容 【 1.協議事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 2800

【表題】

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

【目的】

本条例は、建築基準法第68条の2の規定に基づき地区計画に定められた内容を定めることにより、地区計画区域内の建築物等の制限を行っているものです。

第8回都市計画の定期見直し等において新たに地区計画を策定すること等のため、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 改正内容

- (1) 新たな地区計画の策定又は規制内容の変更を伴う地区計画の変更（9地区）

第8回都市計画の定期見直しによる市街化区域への編入に伴い地区計画の新規策定若しくは変更を行うもの（①～⑧）又は土地区画整理事業の廃止に伴い新たに地区計の策定を行うもの（⑨）

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 東金井東今泉地区（新規策定） | ② 別所脇屋地区（変更） |
| ③ 飯塚東矢島地区（新規策定） | ④ 富若地区（新規策定） |
| ⑤ 只上地区（新規策定） | ⑥ 別所脇屋新田小金井地区（新規策定） |
| ⑦ 新田上中地区（新規策定） | ⑧ 丸山地区（新規策定） |
| ⑨ 東別所南部地区（新規策定） | |

- (2) 引用法令の改正に伴う地区計画の変更（3地区）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正により風俗営業の取り扱いが変更されたこと等に伴い地区計画の変更を行うもの

- ⑩ 石原町下小林町地区 ⑪ 吉沢地区
⑫ 市場前原地区

2 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲において規則で定める日とします。

3 その他

令和2年12月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部都市計画課都市計画係 内線2813 47-1839 ダイヤルイン

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 (TEL) 2800

太田市営住宅条例の一部改正について

既設の市営住宅を現状にあった適切なものへ改善する住戸改善事業は、建替事業や処分を実施するときと同様に入居者の住替えを必要とします。先例である群馬県に習い、入居者の市営住宅間の移転や移転時の家賃の取扱い等、住替えに必要な条項を条例により規定することで、建替や処分時と同様に、入居者の移転にかかる負担軽減を図ります。また、市営住宅処分時の明渡請求についても併せて条例に整えます。

- ・ 条例第 2 条（用語の定義）第 1 項第 5 号を新設し、住戸改善事業の定義を追加します。
- ・ 条例第 5 条（公募の例外）第 1 項第 5 号を新設し、住戸改善事業の対象者は市営住宅に公募によらず入居させることができるようにします。
- ・ 条例第 7 条（入居資格の特例）第 1 項を改正し、住戸改善事業の対象入居者が、市営住宅間の移転を可能に入居できるようにします。
- ・ 条例第 37 条（期間通算）第 3 項を新設し、住戸改善事業により市営住宅間の住替えをした入居者の入居期間を、他の住替えと同様に通算することを明記します。
- ・ 第 39 条の 2（市営住宅の処分による明渡請求）を新設し、引き続き管理することが不適当と判断された住宅を処分する際に、入居者へ明渡しを求める取り扱いを整えます。
- ・ 条例第 41 条の 2（市営住宅住戸改善事業に係る家賃の特例）を新設し、事業に伴い市営住宅間の住替えをした住民の家賃上昇をなだらかにすることで、生活の安定を図ります。

令和3年1月1日から施行します。ただし、条例第39条の2に係る改正は、同年4月1日から施行します。

令和２年１２月定例会に議案を提出する予定です。条例改正に伴い、規則及び要綱の改正も今後実施する予定です。

都市政策部建築住宅課住宅政策係 内線 2751 47-1898 ダイヤルイン

- 行政事業部長 氏名 城代 秀一 (TEL) 0277-78-2842

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

太田中央公園において発生した除草作業中の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを、報告するものです。

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和2年10月22日	169,576円	10割	令和2年9月11日、太田中央公園において、乗用草刈機を使用して除草作業をしていたところ、飛び石により太田市保健センター駐車場に駐車していた乗用車のフロントガラスが損壊したことにより、当該乗用車の所有者である相手方に損害を与えたもの。

- 【備考】

* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 維持管理係 32-6599 ダイヤルイン

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7081

【表題】 財産の取得について

【目的】 小中学校に1人1台のパソコンを整備するものです。

【概要】

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 取得財産 | ノートパソコン（2 in 1 型） |
| 2 | 取得方法 | 群馬県の共同調達業者による随意契約 |
| 3 | 契約履行期間 | 契約締結の日から令和3年3月31日まで |
| 4 | 取得予定価格 | 699,369,165円（消費税込み） |
| 5 | 契約の相手方 | 群馬県高崎市高松町3
東日本電信電話株式会社 群馬支店 支店長 徳永健太郎 |
| 6 | 購入予定機器 | ASUS Chromebook
19,605台（児童生徒用18,619台、教員用986台） |
| 7 | 入札指名業者
（1者） | 東日本電信電話株式会社 群馬支店 |
| 8 | 補助金 | 公立学校情報機器整備費補助金
（国庫補助2／3 上限45,000円／台 ※教員用は対象外） |
| 9 | その他 | 本契約を締結するため、12月議会定例会に提案する予定です。 |

【備考】

* 問い合わせ先 教育部学校施設管理課財務係 電話 20-7081 ダイヤルイン

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会協議会後 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 (TEL) 2200

【表題】

「広報おおた」新聞折り込みサービスの拡充について

【目的】

「広報おおた」の新聞折り込みサービスを拡充することで、新聞未購読世帯へ広報紙を配布し、より多くの市民に「広報おおた」を読んでもらう機会を増やすためのものです。

【概要】

1. 新聞販売店で行っている新聞未購読世帯へのチラシ折り込みサービスを利用し、「広報おおた」の配布を行います。

配布部数 4, 700部

参考（数値は10月1日現在）

「広報おおた」発行部数 78,000部

新聞折り込み配布部数 65,820部

公共施設・店舗等設置部数 7,405部

広報課一時保管部数 4, 775部 (※拡充分として有効活用)

太田市世帯数 98,313世帯

- ## 2. 配布目

令和2年12月の広報おおた（毎月1日・15日号）発行日から1週間以内に新聞未購読世帯へのチラシ折り込み日を利用して配布を行います。

- ### 3. その他

新聞未購読世帯への折り込みサービスを利用するため、全ての新聞未購読世帯への配布を行うものではありませんが、希望者は委託先へ申し出ることによって配布対象となることができます。

【備考】

問い合わせ先 企画部 広報課 広報係 内線2252 47-1812 (ダイヤルイン)

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

【備考】問い合わせ先 産業環境部 工業振興課 工業振興係 内線2641 47-1834 ダイヤリン

産業環境部長 氏名 久保田 均 内線 2600

* 問い合わせ先 産業環境部 工業振興課 工業労政係 内線2644

- 産業環境部長 氏名 久保田 均 内線 (TEL) 2600

- * 問い合わせ先
産業環境部 環境政策課 環境企画係 内線2621 47-1953タヤイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】
 ○公 開 【 1. 可 】
 ○公開時期【 2. 委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 久保田 均 内線 (TEL) 2600

【 表 題 】

年末年始のごみ収集と受入業務について

【 目 的 】

年末年始のごみ収集及びごみ処理の業務を実施し、市民サービスの向上を図ります。

【 概 要 】

区 分 月 日	ごみステーションの収集	清掃センター・リサイクルプラ ザへの持ち込み
12月28日(月)	通常どおり	通常どおり
12月29日(火)	通常どおり	午前8時30分～正午 午後1時～3時
12月30日(水)	通常どおり	午前8時30分～正午 午後1時～3時
12月31日(木)	通常どおり	休 業
1月 1日(金)	休 業	休 業
1月 2日(土)	休 業	休 業
1月 3日(日)	休 業	休 業
1月 4日(月)	通常どおり	通常どおり

※粗大ごみの戸別収集について

年末 12月23日(水)まで

年始 1月 6日(水)より開始

※新田緑のリサイクルセンターについて

年末 12月28日(月)まで

年始 1月 4日(月)より開始

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 清掃事業課 収集係・施設管理係 31-8153 ダイヤルイン
 太田市外三町広域清掃組合 (リサイクルプラザ) 33-7980 ダイヤルイン

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

農政部長 氏名 高田 進 外線 (TEL) 20-9714

【表題】

焼きいもによる地産地消の推進「おおたのつぼ焼きいも」について

【目的】

本市の地産地消の取組みの一環として、市内産のさつまいもを活用し、地産地消の拠点である「道の駅おおた」及び「おおた・北茨城物産交流館 バスターミナル駅」において、幅広く安全安心な地場産農産物の普及推進を図ることを目的とする。

【概要】

1 機器名称及び仕様

- ・ 名称：つばやきグルメ
- ・ 仕様：全高 1,140mm、全幅 940mm、総重量 65kg
- ・ 燃料：LPガスを使用

2 販売場所及び台数

- ・道の駅おおた 2台
- ・おおた・北茨城交流物産館 バスターミナル駅 1台

3 さつまいもの品種（予定）

- ・ 紅はるか
- ・ シルクスイート

4 販売開始（予定）

令和2年12月上旬より

5 その他

- ・「おおたのつぼ焼きいも」のイメージについては、別添資料を参照。

【備考】

* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 地産地消推進係 外線 0276-20-9714 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 2800

【表題】

改正都市計画法公布に伴う開発許可基準等の見直しについて

【目的】

頻発・激甚化する自然災害への対応と、市街地の拡散の抑制を趣旨とした改正都市計画法が本年6月に公布されました。令和4年4月施行に向け、対応に着手します。

【概要】

1 自然災害への対応

- ・安全なまちづくりのため、災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア内等について、今後示される国のガイドラインを踏まえ開発の抑制を図ります。

2 市街地の拡散の抑制

- ・市街化調整区域における開発基準の見直しや現行制度の厳格化、大規模指定既存集落及び地区計画を活用し、まちのまとまりの確保、維持を図ります。
- ・丸山地区の市街化区域への編入に伴い、商業施設建設により利便性が向上することで急速な市街化促進の恐れがあり、無秩序な開発を抑制する必要があることから、当該地区近隣の大規模指定既存集落区域を中心とした区域をモデルエリアとします。

- ・丸山地区の市街化区域への編入に伴い、商業施設建設により利便性が向上することで急速な市街化促進の恐れがあり、無秩序な開発を抑制する必要があることから、当該地区近隣の大規模指定既存集落区域を中心とした区域をモデルエリアとします。

【備考】

問い合わせ先 都市政策部都市計画課都市計画係 内線2813 47—1839 タヤルイン
建築指導課開発指導係 内線2746 47—1837 タヤルイン

建築指導課開発指導係 内線2746 47—1837ダイヤル